

盛土規制法の許可等の手数料

許可等の申請手数料は盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積に応じて定められており、それぞれ次の表のとおりです。詳しくは、担当課（建築局調整区域課事務担当）に確認してください。



※ 「盛土、切土又は土石の堆積を行う土地の面積」には、盛土、切土又は土石の堆積（土石の積重ね）をする前後の地盤面の標高の差が30センチメートルを超えない部分の土地の面積も含まれます。

(1) 許可申請（法第12条）

盛土若しくは切土をする土地の面積 又は 土石の堆積を行なう土地の面積	申請手数料（円）	
	宅地造成・特定盛土等の場合	土石の堆積の場合
500 m ² 以下	16,000	11,000
500 m ² を超え 1,000 m ² 以下	28,000	14,000
1,000 m ² を超え 2,000 m ² 以下	40,000	16,000
2,000 m ² を超え 3,000 m ² 以下	59,000	20,000
3,000 m ² を超え 5,000 m ² 以下	68,000	29,000
5,000 m ² を超え 10,000 m ² 以下	93,000	32,000
10,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	149,000	39,000
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以下	229,000	54,000
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以下	360,000	74,000
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下	509,000	111,000
100,000 m ² を超えるもの	658,000	136,000

(2) 変更許可申請（法第16条）

変更許可の申請手数料は、変更内容により異なり、次のとおりです。

盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行う土地の面積が同じで、工事の計画を変更する場合	当初の許可申請手数料の額に10分の1を乗じた額
盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行う土地の面積が縮小する場合	縮小後の土地の面積に応じた許可申請手数料の額に10分の1を乗じた額
盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行う土地の面積が増加する場合（盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行なう土地の面積が減少する場合であっても、盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行なうの範囲が増加する場合を含みます。）	当初の許可申請手数料の額に10分の1を乗じた額に増加する土地の面積に応じた許可申請手数料額を加えた額

(3) 中間検査（法第18条）

盛土又は切土をする土地の面積	申請手数料（円）
3,000 m ² 以下	3,100
3,000 m ² を超え 20,000 m ² 以下	6,200
20,000 m ² を超え 40,000 m ² 以下	12,400
40,000 m ² を超え 70,000 m ² 以下	24,800
70,000 m ² を超え 100,000 m ² 以下	43,400
100,000 m ² を超えるもの	62,100